

墨田区告示 第433号

地区計画の原案について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項及び墨田区まちづくり条例（平成16年条例第21号）第28条第1項の規定により、東京都市計画地区計画の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、同条例第28条第3項の規定により当該区域の土地所有者及び利害関係人は、当該地区計画の原案について公告の翌日から起算して3週間を経過する日までに、区長に対して意見書を提出することができる。

令和7年10月23日

墨田区長 山 本 亨

都市計画の種類 東京都市計画地区計画
 東武曳舟駅前地区地区計画

都市計画を定める
土地の区域 墨田区東向島二丁目地内

縦覧場所 墨田区区民情報コーナー（1階）
 墨田区都市整備部立体化・まちづくり推進担当
 拠点整備課（9階）

縦覧期間 告示の日の翌日から2週間

意見書の提出先 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
 墨田区都市整備部立体化・まちづくり推進担当
 拠点整備課